

2. 各出張所等 別

< 滝川出張所 管内 >

滝川出張所管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	-----	9 8
【Ⅱ 道路施設編】	-----	1 0 1
1. 道路の維持管理実施計画		
(1)道路管理一覧	-----	1 0 2
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	----	1 0 3
(3)路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	-----	1 0 5
【Ⅲ 河川施設編】	-----	1 0 7
1. 河川の維持管理実施計画		
(1)道管理河川一覧	-----	1 0 8
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	----	1 1 0
(3)治水系パトロール実施区間他	-----	1 1 4
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----	1 2 4
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画		
(1)砂防関係施設一覧	-----	1 2 5
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	----	1 2 6
【Ⅴ 資料編】	-----	1 2 8
1. 管内関係機関	-----	1 2 9
2. 水防系資材保管一覧	-----	1 3 0

I はじめに

【はじめに】

(1)管内の概況

当管内は、北海道の中央部よりやや西に位置し、西に暑寒別天売国定公園、東に富良野芦別道立自然公園に挟まれています。東西約 70 km、南北約 60 km に及ぶ内陸地帯で、中央を石狩川が縦断し、東西に空知川が横断し、豊かな穀倉地帯を形成している自然環境に恵まれた地域です。

総面積は約 2,162k m² で沖縄県とほぼ同じ面積を有し、5市5町からなっています。

管内の総人口は、95,483 人（住民基本台帳：令和 5 年（2023年）1月現在）です。

気候は、寒暖の差が激しい内陸性気候で、夏は 30℃ を超え、冬はマイナス 20℃ を下回ります。年間降雨量は 1,000 mm 程度ですが、冬は雪が多く、山間部は 10 m を超える積雪があります。

産業は農業が主体で、日本有数の米作地帯です。近年、高速道路 I C 付近に工業団地の立地も進んでいます。

また、かつての産炭地では、石炭の露天掘りによる採炭が復活しています。

出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長 281.8km、河川管理延長が 423.9km、砂防指定地 43ヶ所、地すべり箇所 6ヶ所、急傾斜 21ヶ所、管理施設は、石狩川流域下水道、北海道子供の国、徳富ダムとなっています。

道内の豪雪地帯にあり、管理対象である公共施設が、山間地の奥深くに入り込んでいるという特徴があります。

(2)所管区域

芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市
・奈井江町・上砂川町・浦臼町・新十津川町・雨竜町

(3)管内図



(4)管理状況

○道路

	路線数	延長(km)
主要道道	7	105.4
一般道道	26	176.4
合計	33	281.8

○河川

	河川数	管理延長(km)
石狩川水系	61	423.9

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜崩壊危険区域	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
43	560.20	6	68.68	21	29.32

※地すべり防止区域は国土交通省指定分

Ⅱ 道路施設編

令和6年度(2024年度) 札幌建設管理部・滝川出張所・道路管理一覧

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長	夏期パトロール延長	備考
主要道	4	旭川芦別線		14.0	14.0	
	47	深川雨竜線		0.9	0.0	全区間0.9kmを深川出張所で維持管理
	70	芦別美瑛線		13.9	13.9	
	114	赤平奈井江線	豊通、北大通	29.5	29.5	
	115	芦別砂川線	南2号線、赤平砂川線	30.5	30.5	
	135	美唄富良野線		10.5	10.5	
	139	江別奈井江線	15号通	6.1	6.1	
一般道	203	滝川(停)線	蔵前通	0.6	0.6	
	224	芦別赤平線	北大通	9.1	9.1	
	227	赤平滝川線	豊通	11.3	11.3	
	278	奈井江浦臼線		3.8	3.8	
	279	江部乙雨竜線		4.8	4.8	
	283	砂川新十津川線		4.0	4.0	
	322	砂川(停)線		0.1	0.1	
	323	江部乙(停)線		0.4	0.4	
	339	高根平岸(停)線		4.2	4.2	
	365	上芦別(停)線	上芦別大通	0.8	0.8	
	432	暑寒別雨竜(停)線		21.3	21.3	
	529	東奈井江奈井江(停)線	14号東通	10.7	10.7	
	564	江部乙赤平線	東12丁目通	9.1	9.1	
	567	上芦別(停)野花南湖線	上芦別大通	1.3	1.3	
	601	野花南(停)線		0.3	0.3	
	603	浦臼(停)線		0.0	0.0	全区間0.1kmを浦臼町で維持管理(R3～権限委譲)
	625	学園新十津川(停)線	学園通	6.4	6.4	
	627	文珠砂川線	北3号線	6.6	6.6	
	691	赤平歌志内線	住吉通、公園通	8.3	8.3	
	776	北滝の川東滝川(停)線		3.8	3.8	
	788	芦別(停)線	西本通	1.7	1.7	
	978	野花南芦別線		8.0	8.0	
	990	深川砂川自転車道線		30.7	28.8	河川事務所工事の区間1.9kmをパトロールから除く
	1027	砂川歌志内線	石山公園通	13.1	13.1	
	1130	砂川奈井江美唄線	東2線南4号通	13.3	13.3	
	1159	美唄浦臼線		2.7	0.0	全区間2.7kmを岩見沢張所で維持管理
			計		281.8	276.3
		N=33路線				

※延長の単位はkm、令和5年4月1日現在の数値。
 主な街路名とは地元協議等により呼び名が一般化している路線を記載(愛称をカッコ書き)

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 滝川出張所管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
		橋梁塗装	部分的な”われ”や”はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
予防管理型、 対症管理型	施設補修 (道路附属物(小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局所的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性がある場合に、路面状況に応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面整正(砂利道)	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局所的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
	施設補修 (工作物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール(夜間)結果に基づき実施			
	施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は、春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替え、またその他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 滝川出張所管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示	
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			草刈図	
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施		路面状況により=散水車+路面清掃車又は散水車(路面清掃車)	路面清掃図	
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施、その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	○積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う。				
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	○路面清掃車、草刈り機械などの修理				
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	○管内の車庫等の雨漏り補修他				
		道路附属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	○照明の節電対象路線拡大を検討				
	施設維持 (道路附属)	道路附属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	○委託業務により保守点検を実施				

「この地図の作成に当たっては、国土院の提供を受けた、関係機関の
 最新地図情報を使用した。（承認番号 平29機保、第100号）」

令和6年度(2024年度) 草刈・清掃地区区分図

札幌建設管理部
 滝川出張所管内図

旭川建設管理部
 事業課



地区	清掃水準	草刈り水準	
市街地		交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び	■
郊外地	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、 人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿 道状況などに応じて実施。	郊外地も通学路の草刈りは、一人で通学を始 める小学1年生を想定し、上半身が検認でき る程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全	■
山地			■
公園界(名称)			

1:200,000

札幌建設管理部
 滝川出張所





札幌建設管理部 滝川出張所

Ⅲ 河川施設編

1. 河川の維持管理実施計画

(1)道管理河川一覧(滝川出張所管内)

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
1	石狩川	支札比内川	浦臼町	2.1
1	石狩川	晩生内川	浦臼町	8.0
1	石狩川	札的内川	浦臼町	10.2
1	石狩川	板東川	浦臼町	2.4
1	石狩川	支札的内川	浦臼町	0.6
1	石狩川	奈井江川	奈井江町	9.5
1	石狩川	茶志内川	奈井江町	5.8
1	石狩川	十四号川	奈井江町	3.3
1	石狩川	浦臼内川	浦臼町	5.1
1	石狩川	黄臼内川	浦臼町	5.8
1	石狩川	滝田川	浦臼町	3.7
1	石狩川	庄野川	浦臼町	1.1
1	石狩川	支黄臼内川	浦臼町	0.5
1	石狩川	豊沼奈江川	砂川市、奈井江町	16.3
1	石狩川	於札内川	浦臼町	10.9
1	石狩川	旧奈江豊平川	砂川市	3.7
1	石狩川	奈江豊平川	砂川市	5.5
1	石狩川	南5号川	砂川市	0.2
1	石狩川	樺戸川	新十津川町	4.0
1	石狩川	高田五号線川	新十津川町	6.2
1	石狩川	パンケ歌志内川	砂川市、上砂川町	17.5
1	石狩川	パンケ歌志内川分水路	砂川市、上砂川町	1.0
1	石狩川	西山沢川	上砂川町、歌志内市	7.0
1	石狩川	ペンケスナ川	砂川市	1.4
1	石狩川	ペンケ歌志内川	砂川市、歌志内市	21.9
1	石狩川	北光一の沢川	砂川市	4.7
1	石狩川	歌志内中の沢川	歌志内市	0.6
1	石狩川	石山川	砂川市	3.0
1	石狩川	幌倉川	赤平市	3.5
1	石狩川	ハクシュオモナイ川	赤平市	0.6
1	石狩川	吉の川	赤平市	0.5
1	石狩川	赤間沢川	赤平市	10.0
1	石狩川	ペンケキュプシナイ川	赤平市	7.0
1	石狩川	パンケ幌内川	芦別市	17.3
1	石狩川	高根川	芦別市	4.0
1	石狩川	辺溪川	芦別市	8.0
1	石狩川	中の沢川	芦別市	6.0
1	石狩川	盤の沢川	芦別市	5.0
1	石狩川	芦別川	芦別市	32.2
1	石狩川	六線沢川	芦別市	2.2
1	石狩川	野花南川	芦別市	6.0
1	石狩川	矢野沢川	芦別市	2.5
1	石狩川	奈江川	芦別市	7.6
1	石狩川	徳富川	新十津川町	29.4
1	石狩川	総富地川	新十津川町	14.4
1	石狩川	杉原谷川	新十津川町	4.5

1	石狩川	炭山川	新十津川町	4.0
1	石狩川	原の沢川	新十津川町	1.2
1	石狩川	ワッカウエンベツ川	新十津川町	8.0
1	石狩川	真木沢川	新十津川町	1.0
1	石狩川	ルークシュベツ川	新十津川町	7.5
1	石狩川	幌加徳富川	新十津川町	3.0
1	石狩川	赤羽沢川	新十津川町	3.5
1	石狩川	銀川	滝川市	0.7
1	石狩川	志寸川	新十津川町	9.3
1	石狩川	ラウネ川	滝川市	8.9
1	石狩川	熊穴川	滝川市	14.0
1	石狩川	尾白利加川	新十津川町、雨竜町	20.8
1	石狩川	福井谷川	新十津川町	4.5
1	石狩川	幌加尾白利加川	新十津川町	7.0
1	石狩川	江部乙川	滝川市	7.8
	合計	1水系61河川		423.9

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 滝川出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿って今年度対象となる樋門の定期点検を実施すると共に、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようにグリスアップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式及び電動式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理	○簡易な保守点検は市町村が実施(操作点検委託)	○点検整備箇所数 N=36基 (内エンジン付 N=6基) (内電気 N=2基)	
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部位の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部位の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○安全利用点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm	
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親む利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○安全利用点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm	
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親む利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○安全利用点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○安全利用点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm	
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		定点観測箇所明示(パトロール図)
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去 ○北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去	○要注意河川として吉の川、ベンケ歌志内川を関係市町村と連携して監視	○融雪災害危険箇所・吉の川(緑橋より下流200m)・ベンケ歌志内川(歌志内市二枚橋～月見橋間約500m)	『北海道の融雪災害対策』参照 要注意河川明示(パトロール図)
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生の恐れがある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生の恐れがある場合に、市町村や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後に関係機関による現地調査を実施		
	河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討		○6月中に市民団体要望箇所を調整	
		再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管			
		その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置	○関係機関合同による不法投棄パトロールを実施 ○安全利用点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/in dex_anzen.htm	

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
	除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	<p>○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用通路の草刈りを実施</p> <p>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、集草して処理</p> <p>○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施</p>		○6月中に市民団体要望箇所を調整	除草区間図に明示	
		上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないよう、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施	○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施			除草区間図に明示	
		周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施				
	環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低水環境の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		魚巢護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		環境施設の機能保持	親水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去				
その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	<p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施</p>					
			<p>○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施</p> <p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施</p>					

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット「川の防災情報」での欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合は、FAXによる通報を実施する。			
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する。		水防等資材保管一覧表(別途資料編)	
		樋門(管)操作委託料	出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約				
		定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能保安を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7～10月の各月に実施することとしますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を建設管理部から支給 ○定期点検の記録表は翌月10開庁日までに提出		○定期点検(5回) ・出水期前1回(5月) ・7～10月各1回		
	臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○業務責任者は、道管理水位観測所の水位が水防団待機水位に達した時点で、その河川及び近傍河川の巡回について管理人等への指示を判断 ○巡回、操作に関する記録表は速やかに提出 ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出					

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
(承認番号 平22業検、第214-26582号)」

治水系パトロール実施区間



河川要注意箇所

河口閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—
都市河川区間	—

1/4

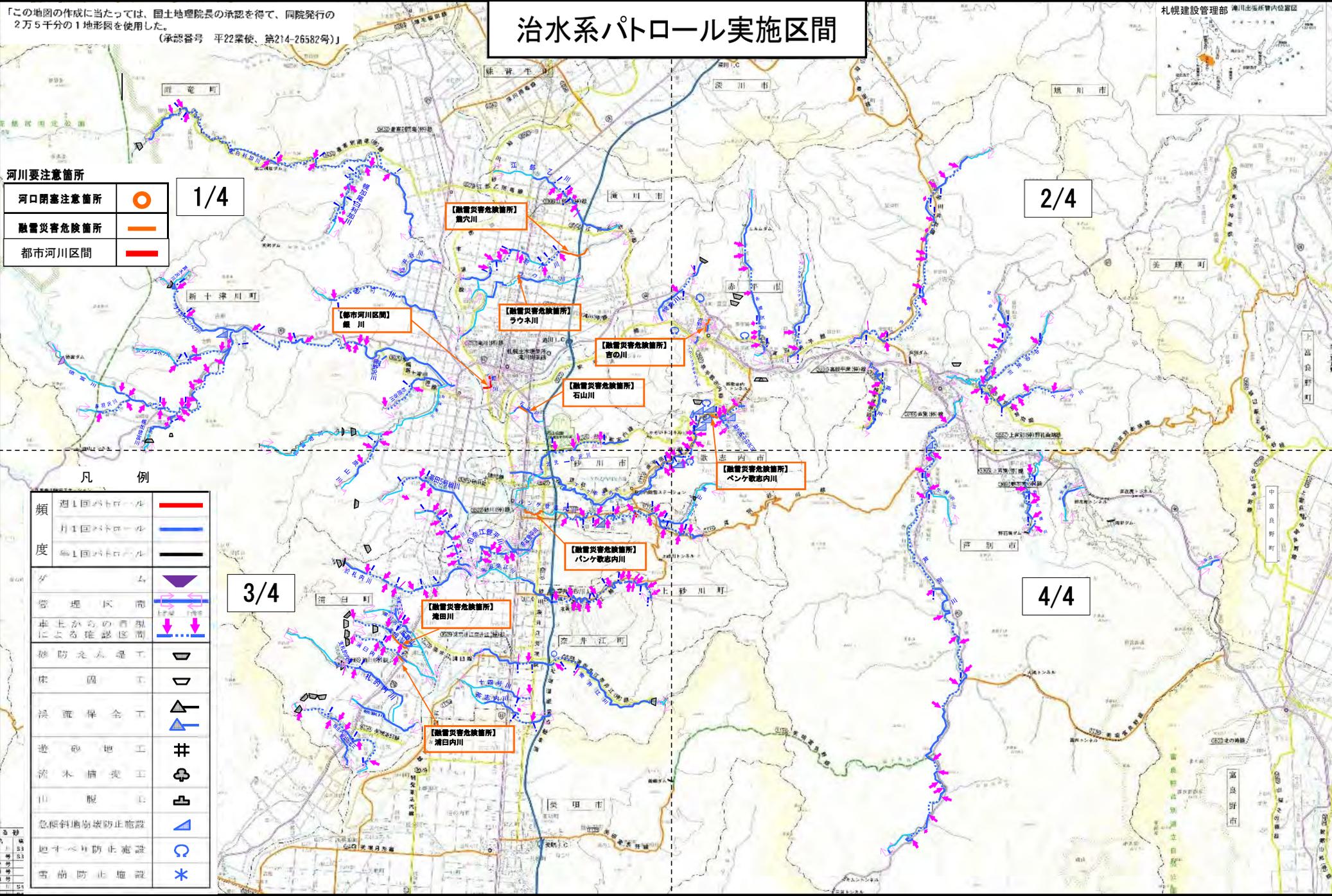
2/4

凡例

頻度	週1回パトロール	—
	月1回パトロール	—
	年1回パトロール	—
管理区間		—
車上からの目視による確認区間		—
越防工事		—
床固工事		—
流量保全工		—
遊砂地工		—
流木捕獲工		—
山脱工		—
急傾斜地崩壊防止施設		—
堤才べり防止施設		—
雪崩防止施設		—

3/4

4/4



「この地図の作成にあたっては、国土院公表の高度を有して、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
(承認番号 平22第4、第214-26582号)」

治水系パトロール実施区間

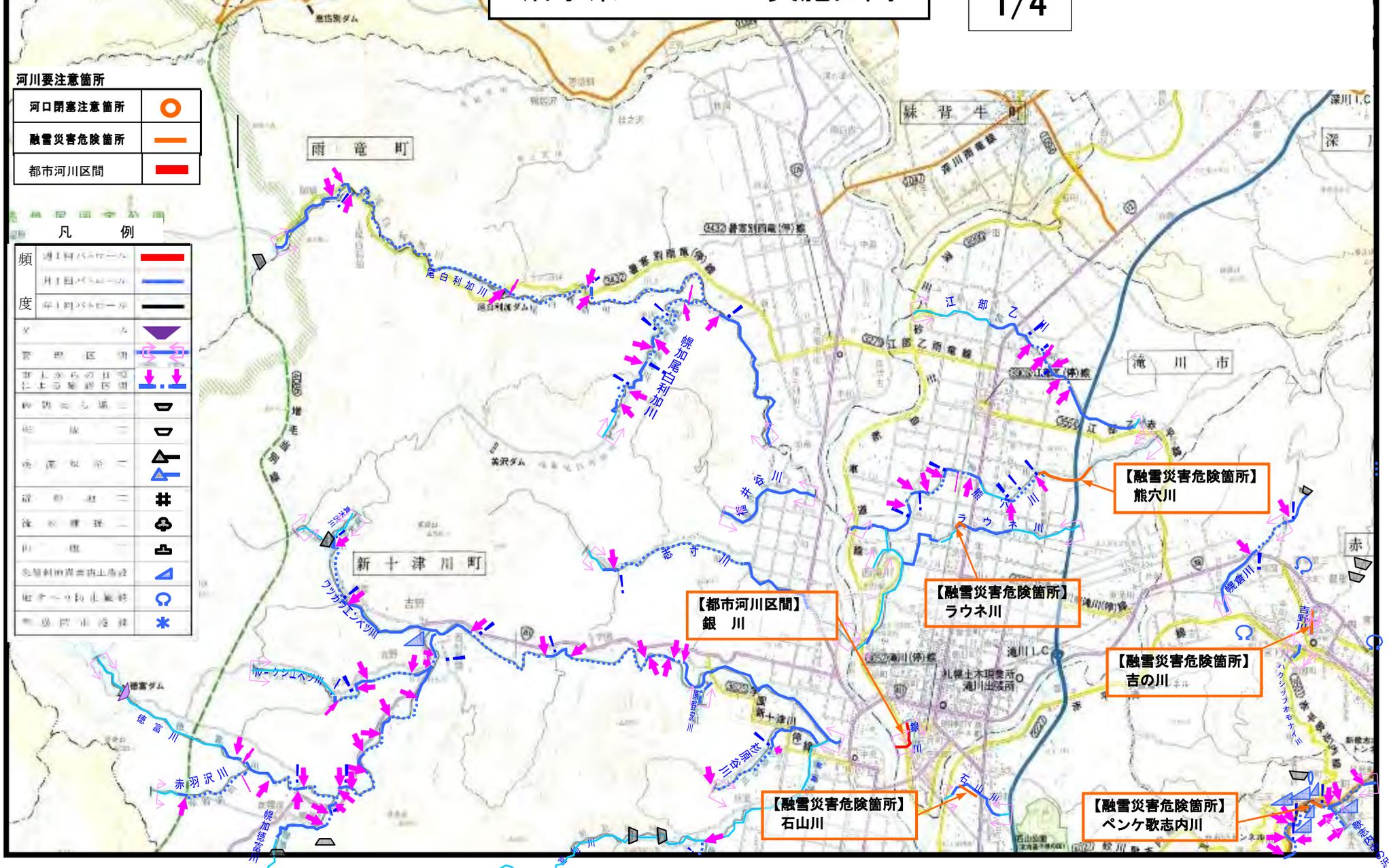
1/4

河川要注意箇所

河口閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—
都市河川区間	■

凡 例

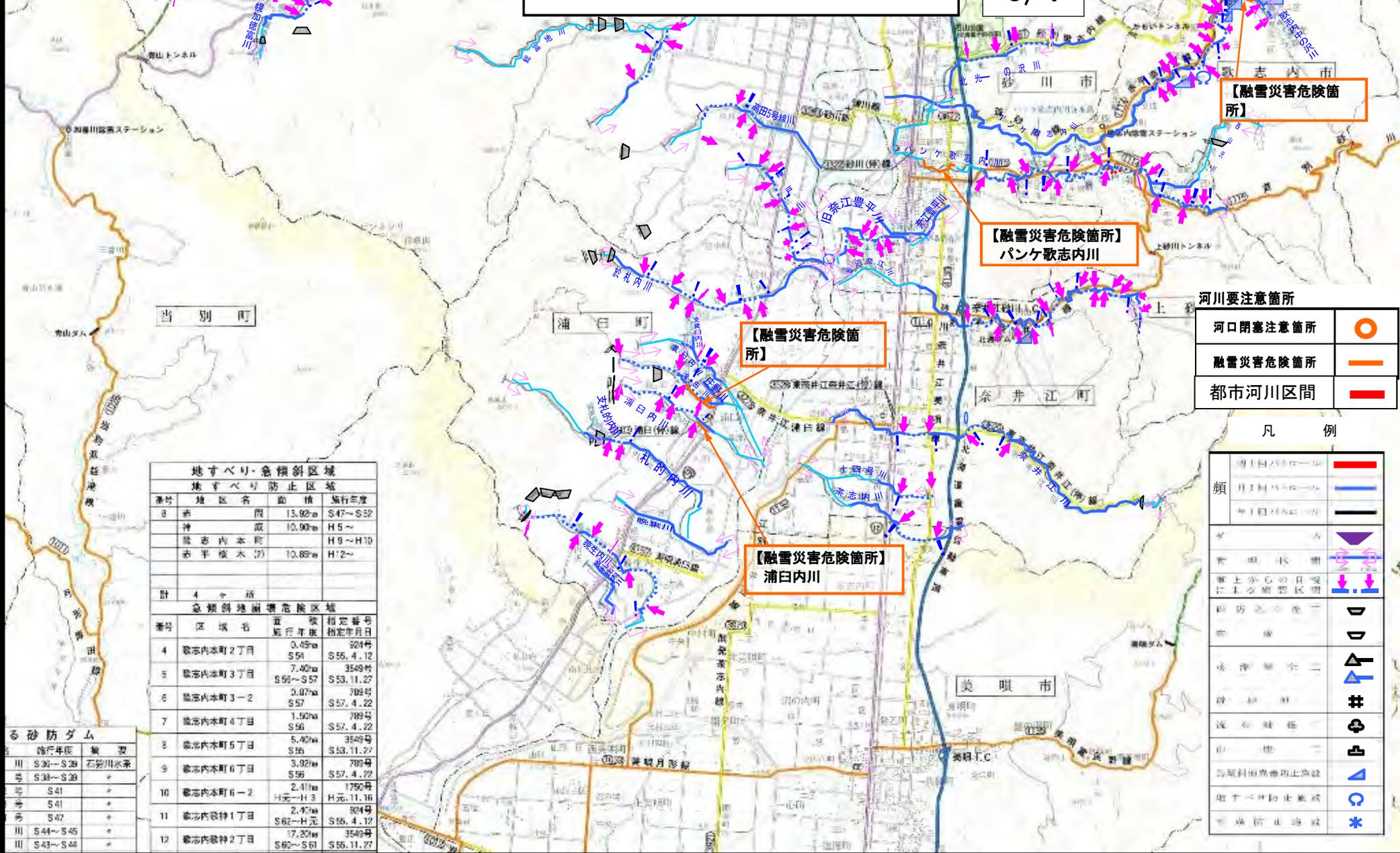
頻度	週1回パトロール	■
	月1回パトロール	■
	年1回パトロール	■
文	△	▲
管理区間	市上からの目印 に上る管理区間	▲
砂防堤	▲	▲
堤防	▲	▲
橋	▲	▲
遊歩道	▲	▲
山	▲	▲
交差点	▲	▲
地区	▲	▲
施設	▲	▲



治水系パトロール実施区間

3/4

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
(承認番号 平22農使 第214-26582号)」



【融雪災害危険箇所】

【融雪災害危険箇所】
パンケ歌志内川

【融雪災害危険箇所】

【融雪災害危険箇所】
浦臼内川

河川要注意箇所

河口閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—
都市河川区間	—

凡 例

河川閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—
都市河川区間	—
河川閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—
都市河川区間	—
河川閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—
都市河川区間	—
河川閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—
都市河川区間	—
河川閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—
都市河川区間	—

地すべり・急傾斜区域			
番号	地区名	面積	施行年度
8	赤 隈	13.92ha	S47～S52
	神 威	10.90ha	H5～
	熊志内本町		H9～H10
	赤平桜木(2)	10.69ha	H12～
計	4ヶ所		

急傾斜地崩壊危険区域			
番号	区域名	面積	指定番号 指定年月日
4	歌志内本町2丁目	0.49ha	204号 S51
5	歌志内本町3丁目	7.40ha	3549号 S51～S57
6	歌志内本町3-2	0.07ha	789号 S57, 4, 22
7	歌志内本町4丁目	1.50ha	789号 S57, 4, 22
8	歌志内本町5丁目	5.40ha	3549号 S51
9	歌志内本町6丁目	3.82ha	789号 S57, 4, 22
10	歌志内本町6-2	2.41ha	1750号 H元～H3 H元, 11, 16
11	歌志内歌特1丁目	2.47ha	804号 S62～H元 S56, 4, 12
12	歌志内歌特2丁目	17.37ha	3549号 S60～S61 S56, 11, 27

砂防ダム	
番号	施設名
川 S30～S39	石炭川水害
号 S30～S39	
号 S41	
号 S41	
号 S42	
川 S44～S45	
川 S43～S44	

河川除草区間

3/4

「この地図の作成に当たっては、国土地理院様の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
(承認番号 平22第2号、第214-26582号)」

凡例

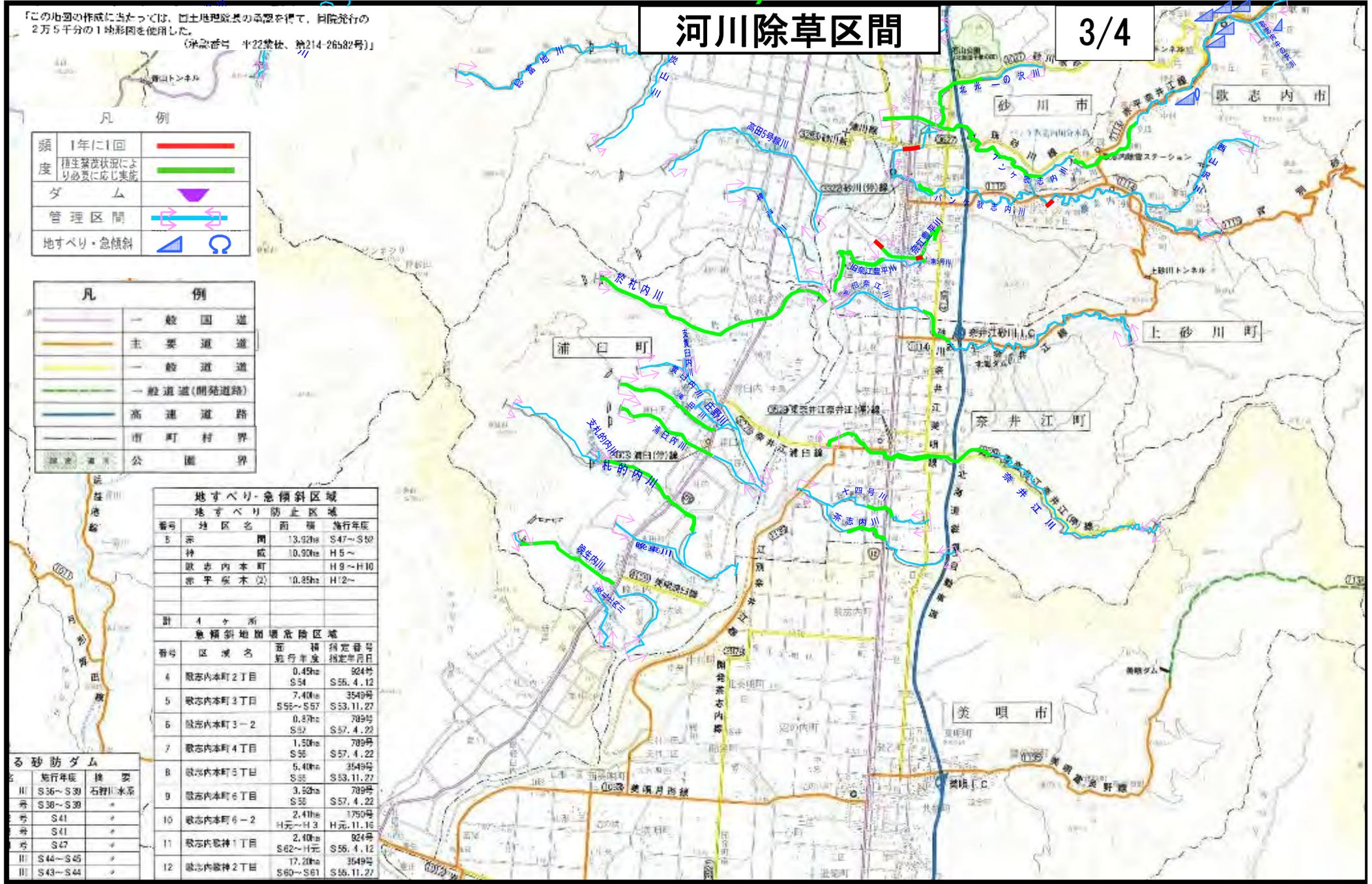
頻度	1年に1回	
度	植生繁茂状況により必要に応じ実施	
ダム		
管理区間		
地すべり・急傾斜		

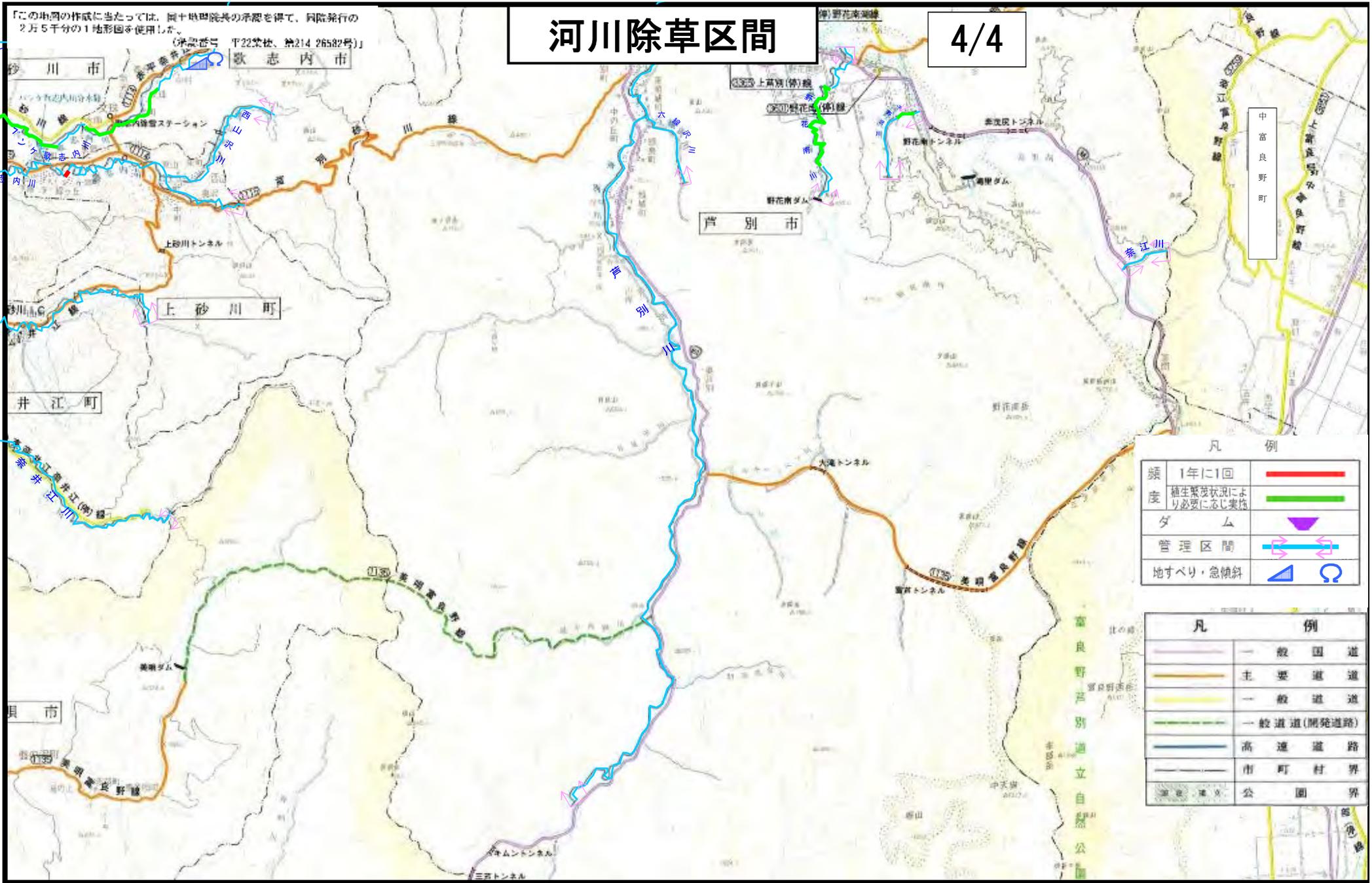
凡例

	一般国道
	主要道道
	一般道道
	一般道道(開発道路)
	高速道路
	市町村界
	公園界

地すべり・急傾斜区域			
番号	地区名	面積	施行年度
5	奈 間	13.92ha	S47~S50
	神 威	10.90ha	H5~
	歌志内本町		H9~H10
	那平塚木(2)	10.25ha	H12~
計 4ヶ所			
急傾斜地崩壊危険区域			
番号	区域名	面積 傾斜率	指定番号 指定年月日
4	歌志内本町2丁目	0.45ha S54	924号 S55.4.12
5	歌志内本町3丁目	7.40ha S55~S57	3549号 S53.11.27
6	歌志内本町3-2	0.37ha S52	789号 S57.4.22
7	歌志内本町4丁目	1.50ha S56	789号 S57.4.22
8	歌志内本町5丁目	5.40ha S55	3549号 S53.11.27
9	歌志内本町6丁目	3.50ha S56	789号 S57.4.22
10	歌志内本町6-2	2.41ha H元~H3	1750号 H元.11.16
11	歌志内本町1丁目	2.40ha S62~H元	924号 S55.4.12
12	歌志内本町2丁目	17.20ha S60~S61	3549号 S55.11.27

砂防ダム		
河川	施行年度	概要
石狩川	S36~S39	石狩川水系
号	S38~S39	*
号	S41	*
号	S41	*
号	S47	*
川	S44~S45	*
川	S43~S44	*





IV 砂防・地すべり・急傾斜 施設編

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1) 砂防関係設備一覧

砂防設備

番号	級	水系名	幹川名	溪流名	工種	施設名称	施行年度	市町村名	備考
1	1	石狩川	奈井江川	奈井江川	砂防えん堤	奈井江川1号砂防ダム	S36～S39	奈井江町	
2	1	石狩川	晩生内川	晩生内川	砂防えん堤	晩生内川1号砂防ダム	S38～S39	浦臼町	
3	1	石狩川	晩生内川	2の沢川	砂防えん堤	晩生内川2号(2の沢)砂防ダム	S41	浦臼町	
4	1	石狩川	晩生内川	中の沢川	砂防えん堤	晩生内川3号(中の沢川)砂防ダム	S41	浦臼町	
5	1	石狩川	晩生内川	地蔵川	砂防えん堤	晩生内川4号(地蔵川)砂防ダム	S47	浦臼町	
6	1	石狩川	札の内川	札の内川	砂防えん堤	札の内川	S44～S45	浦臼町	
7	1	石狩川	浦臼内川	浦臼内川	砂防えん堤	浦臼内川	S43～S44	浦臼町	
8	1	石狩川	浦臼内川	支浦臼内川	砂防えん堤	支浦臼内川	S48～S49	浦臼町	
9	1	石狩川	滝田川	右1号の沢川	砂防えん堤	右1号の沢川	S60	浦臼町	
10	1	石狩川	滝田川	炭坑の沢川	砂防えん堤	炭坑の沢川	S55～S57	浦臼町	
11	1	石狩川	黄臼内川	滝田川	砂防えん堤	滝田川	S50～S52	浦臼町	
12	1	石狩川	於札内川	於札内川	砂防えん堤	於札内川1号ダム	S26～S28	浦臼町	
13	1	石狩川	於札内川	於札内川	砂防えん堤	於札内川2号ダム	S48～S50	浦臼町	
14	1	石狩川	樺戸川	樺戸川	砂防えん堤	樺戸川	S48～S50	新十津川町	
15	1	石狩川	高田5号線川	高田5号線川	砂防えん堤	高田5号線川	S47～S49	新十津川町	
16	1	石狩川	徳富川	総富地川	砂防えん堤	総富地川1号ダム	S35～S36	新十津川町	
17	1	石狩川	徳富川	総富地川	砂防えん堤	総富地川2号ダム	S47～S48	新十津川町	
18	1	石狩川	徳富川	幌加徳富川	砂防えん堤	幌加徳富支流川	S36～S37	新十津川町	
19	1	石狩川	徳富川	幌加徳富川	砂防えん堤	幌加徳富川	S27～S29	新十津川町	
20	1	石狩川	徳富川	ワッカウエパツ川	砂防えん堤	ワッカウエパツ川	S55～S61	新十津川町	
21	1	石狩川	空知川	幌倉川	砂防えん堤	幌倉川	S53～S54	赤平市	
22	1	石狩川	ハンク歌志内川	金井沢川	砂防えん堤	金井沢川	S49～S50	歌志内市	
23	1	石狩川	ハンク歌志内川	西山沢川	砂防えん堤	西山沢川	H3～H4	歌志内市	
24	1	石狩川	尾白利加川	尾白利加川	砂防えん堤	尾白利加川	S46～S48	新十津川町	
25	1	石狩川	空知川	吉の川	砂防えん堤	吉の川1号ダム	H11～H12	赤平市	
26	1	石狩川	空知川	吉の川	砂防えん堤	吉の川2号ダム	H12～H13	赤平市	
27	1	石狩川	空知川	旭1号の沢川	砂防えん堤	旭1号の沢川1号砂防堰堤	R2～R3	芦別市	
28	1	石狩川	空知川	茂尻元町沢川	砂防えん堤	茂尻元町沢川1号砂防堰堤	R2～R3	赤平市	
29	1	石狩川	空知川	モトマチ川	砂防えん堤	モトマチ川1号砂防堰堤	R3	赤平市	

※ 砂防えん堤のみを記載。

地すべり防止設備

番号	地区名	主要工種	面積(ha)	施行年度	市町村名	備考
1	赤間	集水井	13.92	S47～S52	赤平市	
2	神威	集水井	10.92	H5～H11	歌志内市	
3	歌志内本町	横穴ホーリング工	3.18	H9～H10	歌志内市	
4	赤平桜木(2)	集水井	9.43	H12～H22	赤平市	
5	豊里第三	集水井	16.57	H24～R4	赤平市	

急傾斜地崩壊防止設備

番号	地区名	主要工種	面積(ha)	施行年度	市町村名	備考
1	歌志内市本町2	土留柵工	0.45	S54	歌志内市	
2	歌志内市本町2その2	土留柵工	1.40	H9～H15	歌志内市	
3	歌志内市本町3	土留柵工	0.74	S53	歌志内市	
4	歌志内市本町3-2	土留柵工	0.87	S56～S57	歌志内市	
5	歌志内市本町4	土留柵工	1.50	S56	歌志内市	
6	歌志内市本町5	土留柵工	0.54	S55～S58	歌志内市	
7	歌志内市本町6	土留柵工	3.92	S56～S58, H3～H5	歌志内市	
8	歌志内市本町6-2	土留柵工	2.41	H1～H3	歌志内市	
9	歌志内市本町6-2(その2)	土留柵工	2.35	H3～H10	歌志内市	
10	歌志内市歌神1	土留柵工	2.40	S62～H1	歌志内市	
11	歌志内市歌神2	土留柵工	1.72	S60～S61	歌志内市	
12	歌志内市歌神(3)	土留柵工	1.37	S62～S63	歌志内市	
13	歌志内市歌神(3)その2	土留柵工	0.24	S63	歌志内市	
14	歌志内市歌神(3)その3	土留柵工	0.36	H3～H4	歌志内市	
15	歌志内市歌神(4)	土留柵工	1.49	S63	歌志内市	
16	歌志内市神威4	土留柵工	0.68	S56	歌志内市	
17	芦別市泉	土留柵工	0.75	S59～S62	芦別市	
18	新十津川町西徳富	土留柵工	1.84	H1～H8	新十津川町	
19	歌志内市文珠6	土留柵工	1.54	H14～H21	歌志内市	
20	歌志内市文珠19	土留柵工	2.32	H21～H26	歌志内市	
21	上砂川下鶴1丁目	土留柵工	0.43	H23～R5	上砂川町	

雪崩対策設備

番号	地区名	主要工種	面積(ha)	施行年度	市町村名	備考

※ 番号は、「治水系パトロール図」の位置番号を記入

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 滝川出張所管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検を実施(5月頃) ○利用施設の安全点検(ゴールデンウィーク前)	・河川利用施設箇所 ・幌倉川(赤平市) L=200m	施設位置 (パトロール図)
		えん堤補修	えん堤の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより砂防えん堤の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検を実施(5月頃) ○利用施設の安全点検(ゴールデンウィーク前)	・河川利用施設箇所 ・幌倉川(赤平市) L=200m	施設位置 (パトロール図)
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検を実施(5月頃)		施設位置 (パトロール図)
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検を実施(5月頃)		施設位置 (パトロール図)
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検を実施(5月頃) ○利用施設の安全点検(ゴールデンウィーク前)	・河川利用施設箇所 ・幌倉川(赤平市) L=200m	
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○定期的なパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修			
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○定期的なパトロールによる巡視などにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修			
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等を除去			
		魚道流木等除去	土砂、流木等が堆積し、魚類が遡上出来ない場合に除去	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等を除去			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより結氷の状況を把握し、必要に応じて結氷等を除去			
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に対処	○定期的なパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥を処理			

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能に支障が生じる場合に除去	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等を除去			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施			
		法面除草	人家と接近している箇所では草類が繁茂し、病虫害発生を抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○定期的なパトロールによる巡視などにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施			
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と建設管理部が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費				
		地すべり情報通報システム保守点検運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			

V 資料編

1. 管内関係機関

機 関 名	住 所	電話番号
(国の関係機関)		
札幌開発建設部 滝川河川事務所	新十津川町字中央 89 番地	0125-76-2211
札幌開発建設部 滝里ダム管理所	芦別市滝里町 683 番地	0124-24-4111
(道の関係機関)		
滝川警察署	滝川市緑町 1 丁目 1-12	0125-24-0110
砂川警察署	砂川市東 2 条南 5 丁目 1	0125-54-0110
芦別警察署	芦別市南 1 条東 2 丁目 12	0124-22-0110
赤歌警察署	赤平市東大町 3 丁目 2 番地	0125-32-0110
(市町村の関係機関)		
滝川市	滝川市大町 1-2-15	0125-23-1234
芦別市	芦別市北 1 条東 1 丁目 3	0124-22-2111
赤平市	赤平市泉町 4-1	0125-32-2211
砂川市	砂川市西 6 条北 3 丁目 1-1	0125-54-2121
歌志内市	歌志内市字本町 5	0125-42-3211
奈井江町	奈井江町字奈井江 11	0125-65-2111
上砂川町	上砂川町中央北 1 条 5 丁目 1 番 7 号	0125-62-2011
浦臼町	浦臼町ウラウスナイ 183-15	0125-68-2111
新十津川町	新十津川町中央 301-1	0125-76-2131
雨竜町	雨竜町フシコウリウ 104	0125-77-2211
(その他の関係機関)		
滝川地区広域消防事務組合 消防本部・滝川消防署	滝川市緑町 2 丁目 2-31	0125-23-0119
滝川地区広域消防事務組合 芦別消防署	芦別市北 1 条東 1 丁目 3	0124-22-3106
滝川地区広域消防事務組合 赤平消防署	赤平市大町 1 丁目 5	0125-32-3181
砂川地区広域消防組合 消防本部・砂川消防署	砂川市東 2 条北 7 丁目 1-5	0125-54-2196
歌志内市消防本部	歌志内市本町 1027-55	0125-42-3255
砂川地区広域消防組合 上砂川支署	上砂川町上砂川町 30-1	0125-62-2021
砂川地区広域消防組合 奈井江・浦臼統合支署	奈井江町字奈井江町 147	0125-65-2259

2. 水防等資材保管一覧表

機材・資材名	規格	箱数量 資材数量	備考
オイルフェンス			
ブリジストン EP-200S	Φ20 20m	4 本	
土のう			
土のう	麻袋	100 袋	
吸着フェンス			
オイルキャッチャー OCR-3	幅40×厚2 (モール状)	7 箱 7 本	50m×1本/箱
タフネル フェンス TF-200	Φ20	20 箱 40 本	5m×2本/箱
タフネル オイルプロッター F-1	吹流し状 (吹流し部分100)	6 箱 12 束	10m×2束/箱
森の木太郎 F5018	※木質系 Φ18	8 箱 16 本	5m×2本/箱
森の木太郎 F5012	※木質系 Φ12	9 箱 17 本	5m×2本/箱
油ゲル化剤			
マイティゲルライト MG-2000S	50×47 (シート状)	1 箱 29 枚	50枚/箱
吸着マット			
タフネル オイルプロッター BL-65	65×65×0.4	22 箱 2150 枚	100枚/箱
タフネル オイルプロッター BL-F	65×65×0.4 L=13m (万国旗型)	12 本	13m×2本+ 6.5m×4本/箱
	65×65×0.4 L=6.5m (万国旗型)	23 本	
森の木太郎 FB-60	※木質系 幅60 (万国旗型)	1 箱 5 本	4m×5本/箱
その他			
オイルゲーター	12kg入袋 20kg入缶 (6kg相当)	120 kg	12kg/袋 6kg/缶 (20kg)